明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○天皇皇后両陛下は第七十回国民体育大会に御臨場になる件（宮内庁九）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務四四一）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ト の規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四四二、四四三）　三
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件の一部を改正する件（文部科学一二九）　三
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同一三〇）　三
○平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（同一三一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二〇三〇～二〇三三）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同二〇三四）　四
○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（経済産業一六九）　四
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（経済産業・環境一二）　五
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（同一三）　六
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（同一四）　六
○運輸審議会件名表が改定された件（国土交通九五六）　六
○小型船造船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があった件（同九五七）　六
○建築基準法の規定に基づき指定構造計算適合性判定機関の指定等をした件（同九五八）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同九五九）　六
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同九六〇）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六四～一六七）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一六八～一七〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三三〇）　八
○道路に関する件（四国地方整備局九一）　九

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　九

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

法務

再審による無罪判決の公示（和歌山簡易裁判所）　一〇

諸事項

官庁

商業登記抹消、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇

〔公告〕

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　二九